

平成16年7月1日
国土交通省
総合政策局建設業課
(財)建設経済研究所

「公共工事の品質確保強化に向けた共済制度設計モデル構築支援事業」 募集要項

本事業は、(財)建設経済研究所が国土交通省からの委託事業として、「公共工事の品質確保強化に向けた共済制度設計モデル構築支援事業」(以下、共済制度設計モデル事業)を実施するにあたり、下記の通り公募を行うものです。

記

1. 事業の目的

近年、建設業は公共工事への依存度の高い地方圏を中心に公共投資削減の影響が深刻化するなど、その経営環境が急速に悪化しており、特に中小・中堅建設業についても、淘汰・再編の動きが避けられない状況となっています。

公共工事の担い手である建設業の経営環境が厳しくなり、一部でダンピング受注が横行する中で、公共工事の品質を確保することは、最終消費者である国民の利益を守る上で非常に重要な課題です。こうした観点から、将来的な課題として、瑕疵担保責任の充実の一環として、瑕疵保証制度について検討を進める必要があります。

本事業は、公共工事の品質確保を強化する観点から、瑕疵保証制度の具体的検討として、中小・中堅建設業のために瑕疵担保責任の履行保証を引き受ける共済制度について、制度設計のモデル的な取組みの結果を分析することを通じ、設計指針を整備しようとするものです。

2. 概要

本事業は、公共工事の瑕疵担保責任の履行を発注者に対して保証する共済制度の設計に関する調査委託事業であり、支援の対象となった建設業者団体に対して、実際に共済制度の設計を依頼し、その実施過程等について詳細な調査を委託します。建設業者団体から提出される調査結果の報告を踏まえ、広く中小・中堅建設業者のための共済制度立ち上げの参考となる瑕疵データの収集・分析・評価の方法、料率設定の方法、準備金の算出方法などの事項について検討を加え、共済制度設計指針(仮称)を策定し、広く普及・啓発を図る予定です。

3. 共済制度の設計条件及び調査費の対象となる経費

(1) 共済制度の設計条件

詳細な設計条件についてはヒアリング審査時等に別途提示しますが、下記に例示する検討・作業を適切に行っていただくことや、共済制度設計指針の策定など瑕疵保証制度に関して当方が行う検討のために必要な場合に、調査過程で得られたデータなど制度設計に関わる情報を提供していただくことなどが基本的な条件となります。

① 瑕疵データ、倒産データ等の収集・整理

- ・ 必要な調査範囲（調査対象の数、抽出の方法、調査項目）の確定など調査フレームの検討
- ・ 調査の実施、調査結果の評価・分析

② 瑕疵の発生率、損害額等の推計

- ・ ①で得た原データから、瑕疵の発生率、平均的な損害額、倒産確率等を推計するための手法の検討
- ・ 共済制度の運営に要する事業費の算定方法の検討

③ 料率、準備金等の計算

- ・ ②で得たデータから、料率、責任準備金等の算定
- ・ 工事成績等に応じて、料率に等級を設ける方法の検討
- ・ 異常危険準備金の額、毎年の積立・取崩額、必要となる当初出資額の算定

④ 報告書の作成

- ・ 制度設計に係る全過程についての評価、必要な見直し等
- ・ 報告書の作成

(2) 調査費の対象となる経費

また、調査費の対象となるのは、後発の共済の制度設計のために参考となるような共通事項（たとえば、上記（1）①から④までに例示される事項。）に係る経費であり、必ずしも実際の事業実施に要した費用の金額が対象となるものではありません。

4. 事業者の条件

事業者は、会員企業が中小・中堅建設業者である建設業者団体で、民法第34条により国土交通大臣もしくは都道府県知事の許可を受けた社団法人で、建設業法第27条の33の規定により届け出を行っている者（社団法人の事業を行う区域が一の指定都市の区域に留まるものを除く。）とします。

5. 調査費の内容

本事業は、調査委託対象事項に係る検討・実施経費や弁護士・公認会計士・税理士・保険数理人等の専門家をアドバイザーとして活用した場合の諸謝金、報告書作成経費など、関連経費の一部を負担するものです。なお、選定された事業者（以下、「選定事業者」という。）には、平成17年1月末までに事業結果についての報告書を（財）建設経済研究所に提出していただきます。

契約形態については、（財）建設経済研究所と事業者による受委託契約となり、当方による経費の負担は、原則として、事業実施委託契約の締結日以降、平成17年1月末までに支出が発生するものを対象とします。

なお、調査費については、1件あたり30～50百万円を概ねの目安として、応募に際し別添の様式（別紙2及び別紙3）にしたがって作成・提出していただく「事業実施計画」と「支援要望額」の内容を精査の上決定します。

6. 応募書類の提出方法

別添により定められた応募書類を（財）建設経済研究所に2部提出して下さい（公募締切日当日の消印まで有効）。封書の宛名には、「共済制度設計モデル構築支援事業応募書類 在中」と明記して下さい。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問い合わせをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

【応募書類の提出先】

（財）建設経済研究所

〒105-0001

港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7階

7. 公募期間

平成16年7月1日（木）～平成16年8月2日（月）

8. 審査方法と審査の観点

（財）建設経済研究所に審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、事業者を選定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、申請者に書面で通知します。

<審査の観点>

書類審査・ヒアリング審査にあたっては、以下の諸点を重視します。

- 適切な事業遂行の確実性。たとえば、
 - ・ 瑕疵のデータなどの収集について、具体的にどのような方法で行うか見通しが立っているか、データの蓄積が豊富になされるものと見込まれるかどうか。
 - ・ データの評価・分析、料率や準備金の設定、事業費の精算などに関して、各分野の専門家の協力を得られる具体的な見通しがあるかどうか。
 - ・ 事業実施のために、事業者が自ら負担しなければならない経費について十分な財源を確保できる見通しがあるかどうか。 など
- 本事業に対する事業者の会員企業の認知度や会員企業の協力度合い。
- その他、データの収集・分析・評価の方法、リスクヘッジのスキームなど、制度設計過程での検討・作業や、制度スキームの策定に関して、他の事業者の事業実施計画には見られないユニークな試みが採り入れられているかどうか。 など

9. 選定された場合の留意点

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に当方より改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

- 本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設経済研究所から事業者に出金額が支払われること
- 選定事業者は、事業の実施内容とその過程等を取りまとめた報告書を平成17年1月末までに提出すること。
- 選定事業者は、事業実施に係る経費を証明する経理書類を事業終了後5年間保管すること。
- 選定事業者は、共済制度設計指針の策定など、瑕疵保証制度に関して当方が行う検討に協力すること。

10. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課

電話：03-5253-8111（代表）

担当：中田（内線24725）

以 上